

雪国観光圏整備計画

新潟県・十日町市・魚沼市・南魚沼市

湯沢町・津南町・みなかみ町・栄村

平成 30 年度

目 次

1	基本的事項	
①	観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する 基本的な方針	2
②	観光圏の区域	3
③	滞在促進地区の区域	6
④	観光圏整備事業の目標	8
⑤	観光圏整備計画の実施体制	10
⑥	計画期間等	11
⑦	住民その他利害関係者の意見を反映させるための措置及び反映内容	11
2	観光圏整備事業の概要	12
3	協議会に関する資料等	17
4	その他市町村又は都道府県が必要と認める事項	22

1 基本的事項

①観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する基本的な方針

2008年に観光圏整備法が制定されてから、10年に渡り雪国観光圏として活動を継続してきました。当初は地域内で開催される様々な雪まつりイベントを連携させて実施したスノーカントリーフェスティバル、また地域内情報発信ツールとしてスノーカントリーフリークを発刊し、また7市町村の登山道を繋いだ「スノーカントリートレイル」は2018年にはコースオープンとなり、観光協会等への説明やマスコミ各社にその存在のPRを行なっています。

2013年には一般社団法人雪国観光圏を設立し、雪国観光圏のプラットフォーム組織としてブランド観光地域の設立を目指し、さらにその活動を活発に行なっています。民間事業者が中心に事業を実施している雪国観光圏では、特に品質認証制度に対する取組が先進的である。訪日外国人に対する宿泊施設の品質認証制度「サクラクオリティ」では50軒の宿泊施設を対象に行なってきましたが、現在は雪国観光圏だけでなく全国の観光圏で導入が進んでいます。また地場産食材を積極的に使用する旅館や飲食店に対する認証制度として雪国A級グルメという事業も行なってきました。この事業が更に波及し、にいがた朝ごはんプロジェクト、雪国食文化研究所の設立にも大きく貢献し、地域全体での食と観光の結びつきが強化され、また雪国観光圏のコアターゲットとしてペルソナ像を深掘りするマーケティング活動の充実を図っていきます。

圏域には各市町村すべてにそれぞれ温泉地や温泉施設があり、温泉は滞在の大きな魅力となっています。この地域の温泉を最大限に売り込むことが滞在を促進することにつながり、またそれのみでなく他の観光的魅力をいかに付加するか、滞在しても満足度ある観光をどのように形成していくかが大きな課題となります。個々の旅館ホテルで展開するのではなく滞在促進地区や、雪国観光圏域全体でお客様の満足するメニューを形成していくことを目指していきます。

②観光圏の区域

本計画においては、新潟県の三魚沼地域の魚沼市、南魚沼市、湯沢町、十日町市、津南町および群馬県みなかみ町、長野県栄村の7市町村を圏域とする雪国観光圏を形成する。

【自然】

「雪国の自然および雪国の原風景＝豊かな自然と景観を有する山岳・河川」

この地域の山々の深い森林は雪を蓄え、そこから流れ出る水は清く、渓谷は深く人々の侵入を阻んできた。山は上信越国境の谷川連峰や苗場山などがあり、日本百名山に名を連ねる峰も多く登山の人気も高い。

また、日本最大級の利根川や日本一の大河信濃川やその支流魚野川が圏域の軸線となるように流れ、流域には扇状地や段丘が発達し人々の生活を育んできた。このような雪と大地は独自の原風景を形成している。

【歴史】

日本有数の豪雪地として知られる当圏域は、小説「雪国」によって世界的にも知られている。雪の季節は、「スキー」をはじめとした冬季のレジャー観光地として関東を中心に多くの人を集めている。

【文化】

小説「雪国」はノーベル賞作家川端康成によって湯沢町（高半旅館）に滞在して書かれたもので、アジア各国の教科書をはじめとして海外に広く紹介されており、雪国のイメージは国内のみならず外国人にもロマンを与えている。

近年は、これに加えて「大地の芸術祭 越後妻有アートトリエンナーレ」が定期的に催されその作品群も観光的な資源の一つとして、また地域づくりの素材として注目されている。

【生活圏】

地域には日本海側特有の気候を背景にこのような積雪が深い地区で人の住むところとしては世界でもまれな地域である。その日本海側の気候特性からブナに代表される落葉広葉樹主体の植生や動物など、また、雪は人々の生活文化にも大きな影響を与え特有の文化を形成してきた。雪解け水や雪国の気候がコシヒカリのようなおいしい農作物やおいしい日本酒の醸造を可能としており、人々がそこに生きる技と力を育んできた。これらの一体性から「郷」という集合体が形成され、幹線として国道17号・117号が圏域内における車での交通をつないでおり、鉄道では上越線・ほくほく線・只見線・飯山線がそれぞれをつなぐ形となっている。それぞれの郷は個々の特色がみられるが、根本にお

いて豪雪地域ならではの文化・自然・生活様式の考え方などに共有している区域と言える。

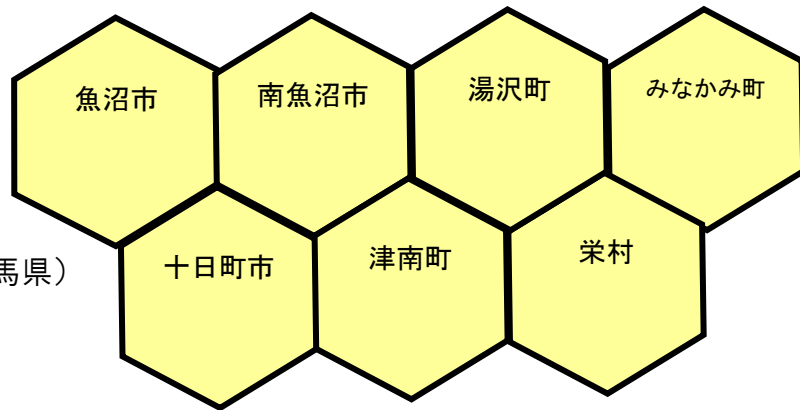
【滞在の可能性】

圏域には各市町村すべてにそれぞれ温泉地や温泉施設がある。古くから開けた温泉地としては、湯沢温泉、松之山温泉、大湯温泉などがあり、天和元年（1681）の湯銭運上の記録として、大湯、湯沢、栃尾俣、松野山の4箇所の記録が残されており、また昭和6年の上越線全線開通により、水上温泉は「東京の奥座敷」として発展し猿ヶ京温泉、法師温泉がある。

温泉は滞在の大きな魅力であり、この地域の温泉を最大限に売り込むことが、滞在を促進することにつながる。またそのみでなく他の観光的魅力をいかに付加するか、滞在中でも満足度ある観光をどのように形成していくかが大きな課題である。個々の旅館ホテルで展開するのではなく滞在促進地区や、雪国観光圏域全体でお客様の満足するメニューを形成していくことを目指す。

【雪国観光圏の構成市町村】

- ・ 十日町市
- ・ 魚沼市
- ・ 南魚沼市
- ・ 湯沢町
- ・ 津南町
- ・ みなかみ町（群馬県）
- ・ 栄村（長野県）



③滞在促進地区の区域

(1) 主たる滞在促進地区

主たる滞在促進地区は新潟県の越後湯沢温泉地区とする。

名称	越後湯沢温泉地区	宿泊施設数	77 軒
範囲	湯沢町大字湯沢、神立地区		

新潟、群馬、長野県境に位置し、雪国観光圏の中心に位置する。交通環境においては、上越新幹線や上越線ならびにほくほく線など列車の起点駅であり、国道 17 号線ならびに高速道路湯沢インターが市街地より 1.5 キロの位置にあるなど交通の拠点基地でもある。

越後湯沢温泉は年間 40 万泊の宿泊者が訪れ、宿泊者数でも雪国観光圏内でももっとも多く、日当たり換算にして圏域全体では約 2 万人泊が可能であるが、この 3 割となる 6 千人泊がこの地区のみで可能である。

現在プラットフォームとして一般社団法人雪国観光圏が立地している越後湯沢駅周辺では、駅からの導線などの整備が計画されており、また温泉通りでも町並み景観の改修の取組も 10 年前から地域で議論されている中において、今後雪国観光圏の主たる滞在促進地区としての要件が満たされていると思われる。

(2) その他の滞在促進地区

名称	M t 苗場地区	宿泊施設数	95 軒
範囲	三俣地区及び三国地区		

名称	谷川温泉地区	宿泊施設数	18 軒
範囲	みなかみ町谷川地区 ・ 谷川区景観形成住民協定の認定を受けている。		

名称	秋山郷（津南町）	宿泊施設数	3 軒
範囲	津南町結束、逆巻		

名称	秋山郷（栄村）	宿泊施設数	17 軒
範囲	栄村秋山郷地区		

名称	湯之谷温泉郷	宿泊施設数	20 軒
範囲	魚沼市湯之谷地区		

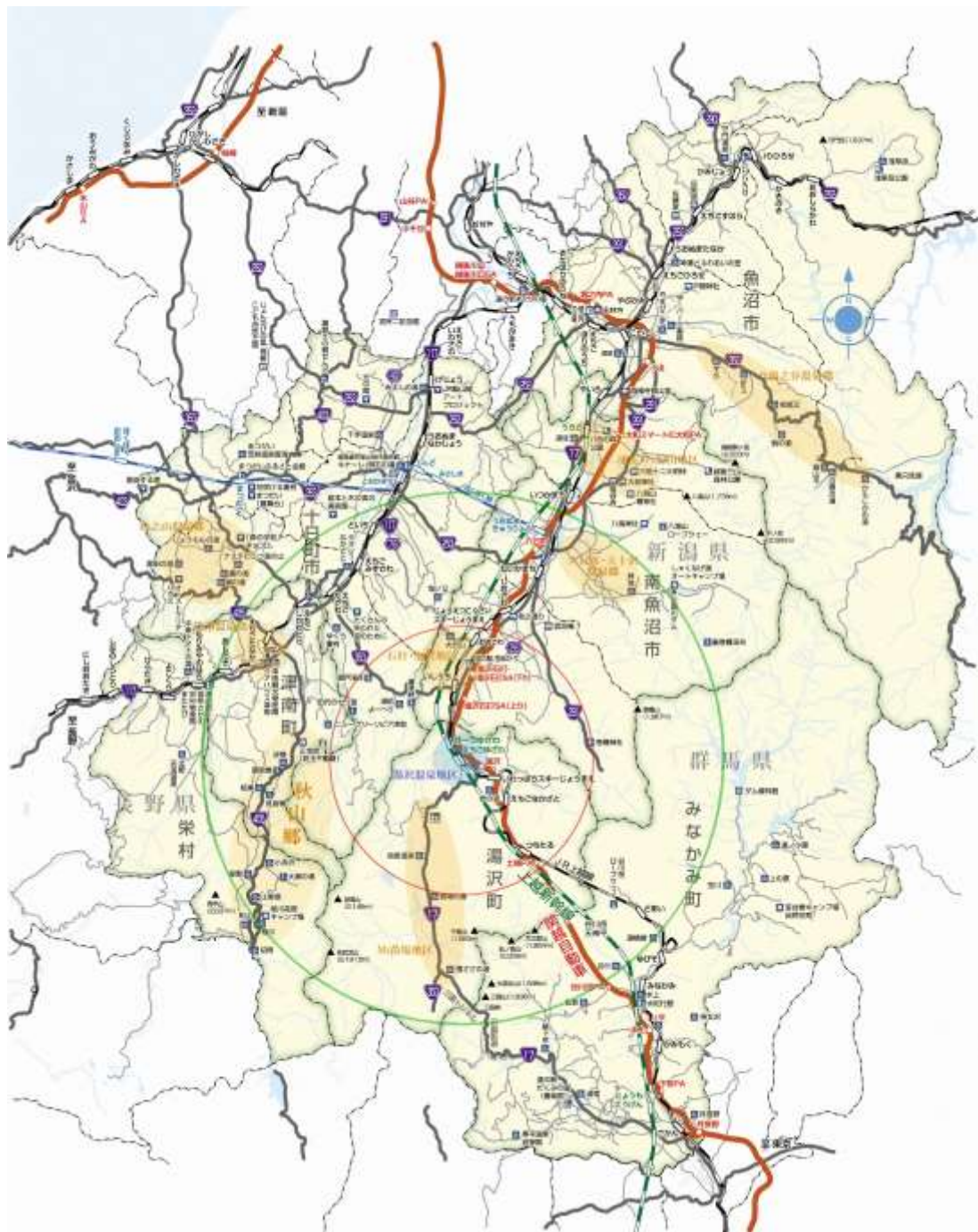
名称	松之山温泉郷	宿泊施設数	14 軒
範囲	松之山温泉を中心とした旧松之山町全域		

名称	津南温泉郷	宿泊施設数	6 軒
範囲	津南町内 4 集落		

名称	石打・塩沢地区	宿泊施設数	148 軒
範囲	石打・関・上野・姥島新田・栃窪・樺野沢・大沢・清水		

名称	浦佐・八海山地区	宿泊施設数	15 軒
範囲	浦佐・東・城内		

名称	六日町・五十沢温泉郷	宿泊施設数	32 軒
範囲	六日町・五十沢・五日町		



④観光圏整備事業の目標

雪国観光圏の理念は「100年後も雪国であるために」である。そのために必要なことは住民自らが地域に希望と誇りを感じ、自分たちの暮らしや文化を活かした地域づくりを推進することが重要であると考えている。ただ単に観光客数や地域内の消費を活性化させることだけでなく、これらの理念を事業に結びつけていくことが事業戦略の軸として考えており、KPI についても理念と連携した KPI を設定している。



【顧客側の目標値】

- 1)雪国の知恵を体感させる宿泊プランに 1,000 名の利用客
- 2)ツアーの再来訪意向が 4 5 %
- 3)メルマガの登録数を 2 万人

【事業者側の目標値】

- 1)サクラクオリティーの認定 100 施設
- 2)雪国 A 級グルメの認定 100 箇所
- 3)フォーラムや勉強会の参加者数 5,000 名
- 4)雪国観光圏への住民理解度 35%

【観光の基礎データ】

雪国観光圏域市町村の観光入込み動向

市町村	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
十日町市	2,196,963	2,284,794	2,387,031	1,772,014
魚沼市	1,384,050	1,401,249	1,427,266	1,330,572
南魚沼市	3,737,420	4,013,207	3,794,172	3,656,920
湯沢町	4,251,600	4,321,900	4,441,690	4,385,710
津南町	526,880	500,900	391,650	390,020
みなかみ町	4,172,725	4,309,679	4,235,200	3,945,117
栄村	118,743	108,531	137,900	142,100
合計	16,388,381	16,940,260	16,814,909	15,622,453

出典：各市町村統計資料

観光入込動向については日本全体、または雪国観光圏域でも減少傾向にあります。しかし、訪日外国人観光客数は増加傾向にあり、2022 年ごろには日本人旅行客数と訪日外国人客数がほぼ同数になるとの推計もあります。このような状況を踏まえ雪国観光圏ではインバウンド事業を中心に世界レベルで通用するための「価値」を追求し「100 年後も雪国であるために」を運営理念に事業展開を行ってまいります。

【雪国観光圏整備計画の目標】

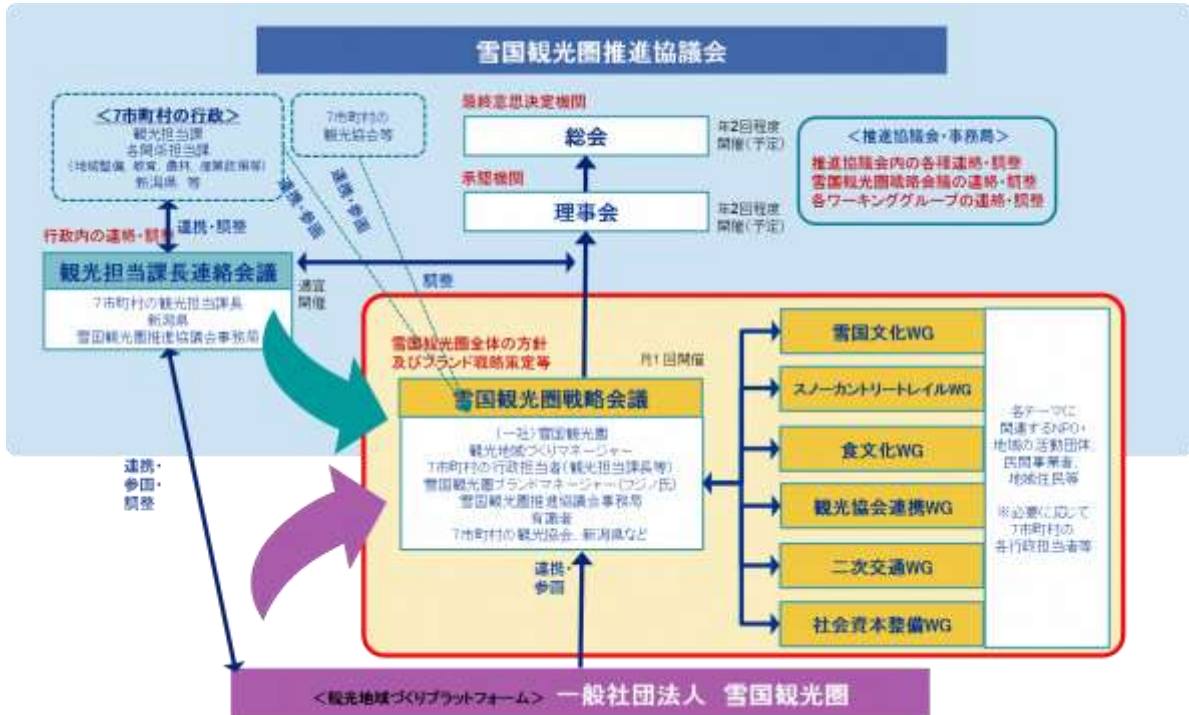
基準年は平成 29 年度とする。

1. 観光圏全体の延べ宿泊者数を 5 年後には 10%増とする。
2. 観光圏全体の外国人延べ宿泊者数を 5 年後には 30%増とする。
3. 観光圏全体の旅行消費額を 5 年後には 5%増とする。
4. 観光圏全体の来訪者満足度を 5 年後には 93%とする。
5. 観光圏全体のリピーター率を 5 年後には 70%とする。
6. 滞在プログラム参加者数を 5 年後には 1,000 名とする。

⑤観光圏整備計画の実施体制

雪国観光圏では、自治体側の窓口として機能している雪国観光圏推進協議会と民間側のプラットフォームとして一般社団法人雪国観光圏がある。全体の意思決定機関として、毎月1回雪国観光圏戦略会議を開催し、雪国観光圏推進協議会と一般社団法人雪国観光圏の事業を共有している。また個別に6つのワーキンググループを形成し、個別の事業についてはそれぞれのワーキンググループで検討され、戦略会議に提言される。

(実施体制図)



1) 地方公共団体の実施体制及び役割分担

①主たる滞在促進地区が所在する地方公共団体の担当部署名

新潟県・湯沢町 産業観光部 観光商工課

②連携する地方公共団体の担当部署名及び役割

南魚沼市・商工観光課、魚沼市・商工観光課、十日町市・観光交流課

津南町・地域振興課、みなかみ町・観光課、栄村・商工観光課

2) 民間の実施体制及び役割分担

①担当事業者名

一般社団法人雪国観光圏

②連携する事業者名及び役割

一般社団法人湯沢温泉観光協会（事務局運営）

株式会社4 CYCLE（ブランディング）

株式会社滝沢印刷（広報）

株式会社自遊人（食ブランド向上）

一般社団法人観光品質認証協会（宿泊施設品質認証）

第四銀行営業本部兼地方創生推進本部コンサルティング推進部（調査）

株式会社コラボル（人材育成研修）

3) 観光地域づくりプラットフォームの実施体制

①観光地域づくりマネージャー

「観光地域づくりプラットフォーム登録票」参照。

②観光地域づくりプラットフォームの組織名

日本版 DMO 法人 雪国観光圏

⑥計画期間等

計画期間は平成 30 年度から平成 34 年度までの 5 年間とする。

見直しについては、協議会において、観光地域づくりプラットフォームである、一般社団法人雪国観光圏と協議・再確認し必要があれば見直し及び変更を継続的に行い改善を図る。新潟県知事及び構成市町村長が共同で変更した計画は協議会の協議、承認を得て北陸信越運輸局を通じて国土交通大臣及び農林水産大臣に送付する。また、変更した計画は公表するものとする。

⑦住民その他利害関係者の意見を反映させるための措置及び反映状況

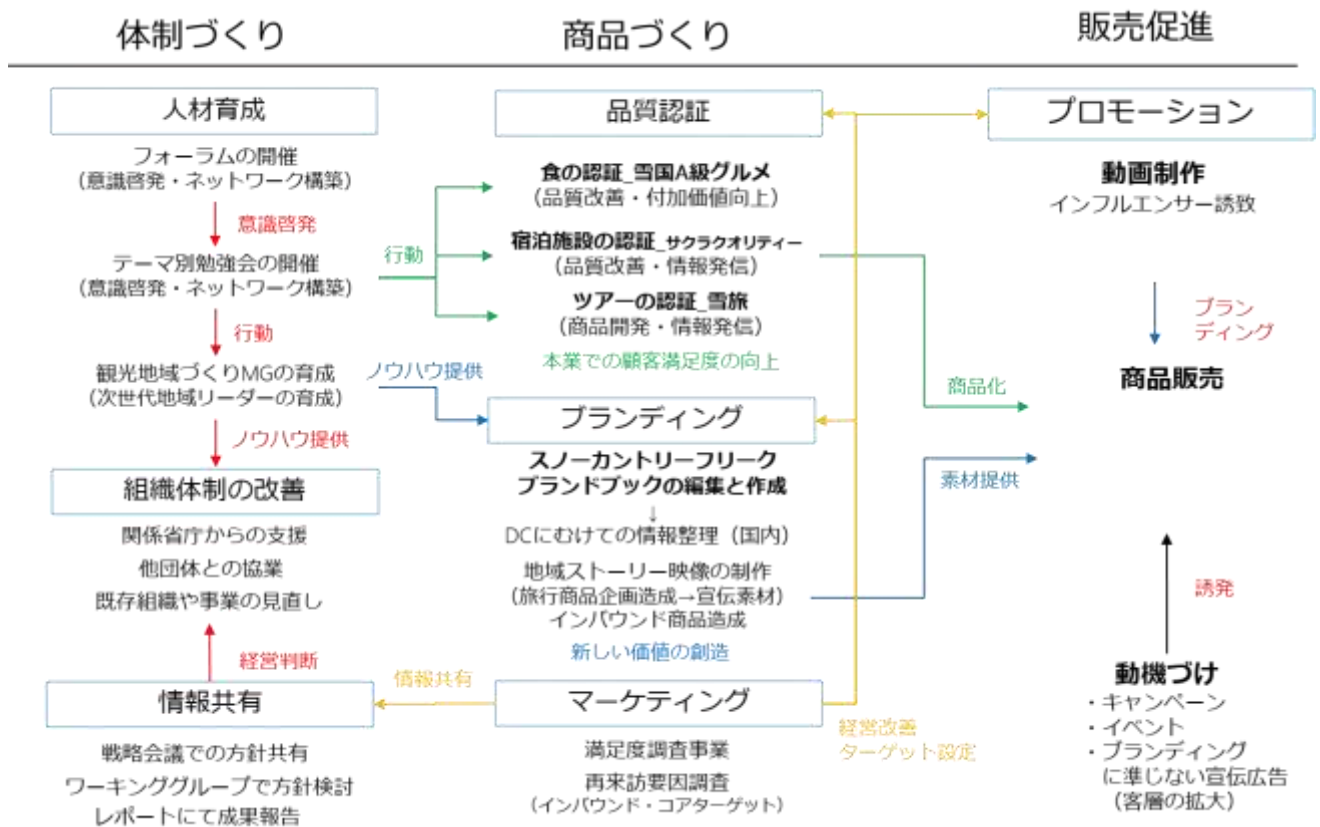
観光地域づくりプラットフォームである一般社団法人雪国観光圏への委託事業として、コンサルティング事業があり、この中で住民アンケート調査が行われる。

この調査結果に基づき作成されるマスタープランを、自治体行政の動きへ反映させる。

2 観光圏整備事業の概要

【雪国観光圏が考える観光地域づくりの全体機能】

雪国観光圏では人材育成を重要視します。体制づくり、商品づくり、販売促進へと展開し人材育成と共にブランディング、品質認証へと移行し商品販売へと展開します。



【個別事業実施計画】

事業名	エコツーリズム・ブランディング事業（新規顧客・新規資源）
事業目的	雪国の特徴的な価値観と習慣が理解できる外国人へその文化を促進
実施主体	一般社団法人雪国観光圏
実施時期	平成30年5月1日～平成33年2月28日

事業名	スキー&スノーカルチャープロモーション事業（新規顧客・既存資源）
事業目的	越後湯沢を中心にスキー目的で来訪する訪日外国人に対して、雪国の文化体験のツアーを紹介することで、湯沢以外のエリアでの滞在を促進させる。

実施主体	一般社団法人雪国観光圏
実施時期	平成30年5月～平成33年2月28日

事業名	雪国ガストロノミーブランディング&プロモーション事業（既存顧客・既存資源）
事業目的	平成31年の秋に予定されている新潟 DC キャンペーンと連動しながら、雪国観光圏エリア全体でのガストロノミーをコンセプトとしながら、食の受入品質を高めることで、ブランディングの向上を図る。
実施主体	一般社団法人雪国観光圏
実施時期	平成30年5月～平成31年12月末

事業名	全国観光圏マーケティング調査
事業目的	来訪者のニーズや傾向を把握し、その分析結果を以後の事業に反映させる
実施主体	一般社団法人雪国観光圏
実施時期	実施期間：7月～9月（夏期調査）、12月～1月（冬期調査） 毎年実施予定

事業名	観光品質認証事業
事業目的	・サクラクオリティーを導入し、品質の見える化を行う ・顧客アンケートを連動させることで、経営改善に役立てる
実施主体	一般社団法人雪国観光圏
実施時期	平成30年4月1日～平成35年3月31日

事業名	雪国A級グルメ認証事業
事業目的	食の提供による再来訪意向の向上 宿泊施設、飲食店、物販、生産者の連携によるエリア全体での価値の向上
実施主体	一般社団法人雪国観光圏・株式会社自遊人
実施時期	平成30年4月1日～平成35年3月31日

事業名	雪旅商品開発支援事業
事業目的	コアターゲットへ訴求する商品の構築 商品造成を通じての事業者への意識啓発とブランディング
実施主体	一般社団法人雪国観光圏・株式会社コラボル・株式会社滝沢印刷
実施時期	平成30年4月1日～平成35年3月31日

事業名	二次交通検討事業
事業目的	訪日外国人の回遊性の向上
実施主体	雪国観光圏推進協議会（新潟県南魚沼地域振興局）
実施時期	平成30年4月1日～平成35年3月31日

事業名	統一案内看板整備整事業
事業目的	訪日外国人の利便性の向上
実施主体	雪国観光圏推進協議会・一般社団法人雪国観光圏
実施時期	平成30年4月1日～平成35年3月31日

事業名	旅行商品販路拡大事業
事業目的	・ ツアー商品の販路拡大 ・ ワンストップでの窓口機能の強化
実施主体	一般社団法人湯沢温泉観光協会
実施時期	平成30年4月1日～平成35年3月31日

事業名	雪国観光圏インフォメーションセンター設立検討事業
事業目的	訪日外国人への周辺地域の情報提供による滞在日数の増加 SNOW COUNTRY ブランドの浸透
実施主体	一般社団法人雪国観光圏・雪国観光圏推進協議会・えちご魚沼観光開発協議会
実施時期	平成30年4月1日～平成35年3月31日

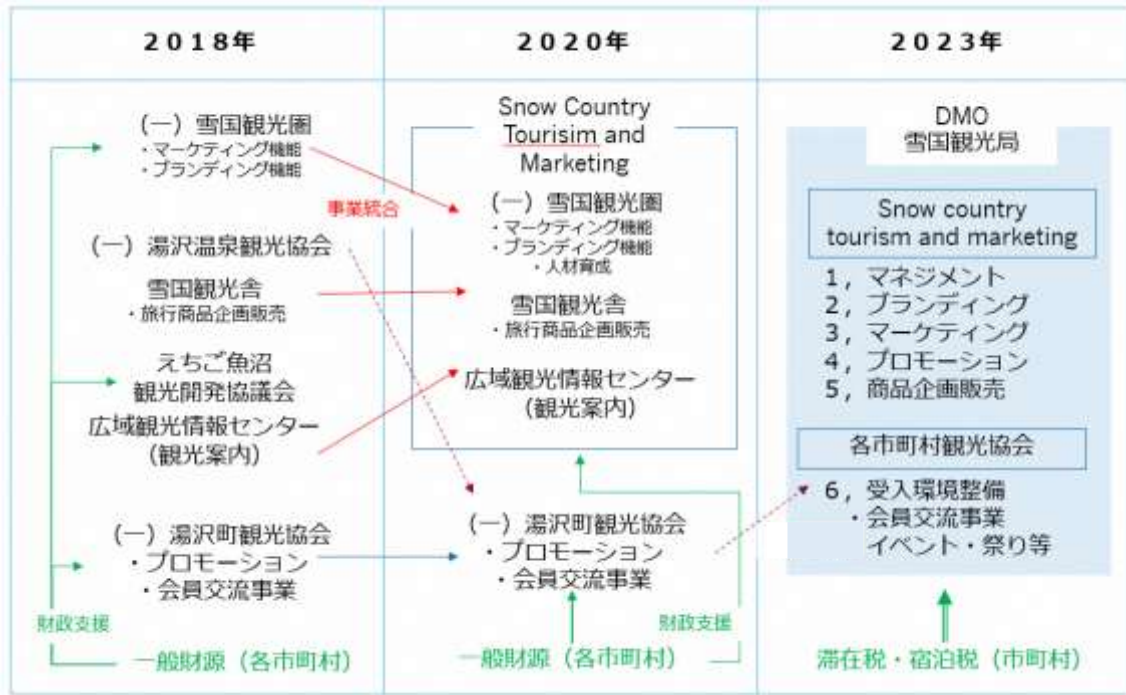
事業名	ブランド戦略策定事業
事業目的	各関係機関や市町村で実行につなげていくための情報共有の場を設定し、定期的にインバウンド戦略会議及び圏域の課題に対するワーキンググループを開催し、観光地域づくりに詳しい有識者に座長になっていただきながら、事業の調整などを行っていく。
実施主体	雪国観光圏推進協議会・一般社団法人雪国観光圏
実施時期	平成30年4月1日～平成35年3月31日

事業名	イベント事業評価事業
事業目的	イベントやお祭りなどのアウトプット（活動指標）とアウトカム（成果指標）を把握し、次年度以降の改善に活用する。
実施主体	雪国観光圏推進協議会・一般社団法人雪国観光圏
実施時期	平成30年4月1日～平成35年3月31日

事業名	人材育成事業
事業目的	<ul style="list-style-type: none"> ・雪国観光圏の活動に対する理解度の向上 ・事業者が自ら自己革新を行い、積極的に雪国観光圏の各種事業に関わり意識を高める ・次世代の地域リーダーの育成
実施主体	一般社団法人雪国観光圏
実施時期	平成30年4月1日～平成35年3月31日

【今後の事業統合について】

世界水準 DMO を進めていくためには欧米の DMO のように「財源」と「権限」を担保する仕組みを検討する必要がある。雪国観光圏では2023年に向けて統合したほうがよい事業とそれぞれの地域で進めるべき事業の区分けを進めながら、世界水準 DMO にむけての環境整備の検討を進めていく。



3 協議会に関する資料等

雪国観光圏推進協議会規約

(名称)

第1条 この会は、雪国観光圏推進協議会（以下、「協議会」）という。）と称する。

(事務所)

第2条 協議会は、事務所を会長を務める市町村の市役所又は役場の所在地に置く。

(目的)

第3条 本協議会は、雪国というこの地域ならではの地域文化や風土の特徴を生かした観光資源の掘り起こしを行い、国際競争力の高い観光地としての魅力を高め、その魅力を効果的に訴求させるために観光圏整備計画に基づく事業を推進し、国内外からの観光旅客の来訪及び滞在を促進することを目的とする。

(事業)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の事項について協議する。

- (1) 雪国観光圏整備計画の策定に関すること
- (2) 雪国観光圏整備計画に基づく事業実施計画に関すること
- (3) 雪国観光圏内の連絡調整
- (4) その他必要な事項

(会員)

第5条 協議会は、第3条の目的に賛同する個人及び観光関係団体、農林業、商工業、サービス業、企業、地方公共団体等の会員で組織する。

2 会員は、正会員、準会員及び賛助会員とする。

(1) 正会員は、協議会の目的に賛同して入会した個人及び団体で議決権をもつ。

(2) 準会員は、協議会の目的に賛同して入会した個人及び団体で議決権をもたない。

(3) 賛助会員は、協議会の目的に賛助して入会した個人及び団体で議決権をもたない。

3 正会員以外の会員が議決権をもつ正会員になろうとする場合は総会の承認を得るものとする。

(入会)

第6条 会員として入会しようとするものは、その旨を記載した入会申込書を会長に提出するものとする。

2 会長は、入会申込者が本会の目的に賛同し、活動及び事業に協力できる者

と認めるときは、正当な理由がない限り入会を承認しなければならない。

3 会長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第7条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

2 年会費の額は、総会で定める。

(会員の資格の喪失)

第8条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) 正当な理由なく会費を滞納し、催告を受けてもそれに応じず、納入しないとき。

(4) 除名されたとき。

(退会)

第9条 会員は、別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

2 会長は、退会届を受理したときは、直近の総会で報告しなければならない。

(除名)

第10条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 規約等に違反したとき。

(2) 協議会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(役員)

第11条 協議会に次の役員を置き、会長は地方公共団体の中からこれを充てる。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 2名

(3) 理事 11名

(4) 監事 2名

(選任等)

第12条 役員は、総会において正会員の中から選任する。

2 監事は、会長、副会長又は理事を兼ねることができない。

(協議会の運営)

第13条 会長は、協議会の会務を総理し、協議会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する副会長がその職務を代行する。

- 3 理事は、協議会の会務を掌理する。
- 4 監事は、協議会の業務及び会計を監査する。
- 5 協議会の事務局は、会長を務める地方公共団体の観光担当部局において処理する。

(任期等)

第14条 役員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

(欠員補充)

第15条 理事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第16条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(顧問)

第17条 協議会には、顧問を置くことができる。

2 観光の広域化、国際化、多様化に対応するために各分野の顧問を置くことができる。

(会議種別と招集)

第18条 会議は、総会、理事会及び事業推進委員会とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とし、通常総会は、毎年1回開催する。

3 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の10分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 監事から請求があったとき。

4 総会は、会長が招集する。

(定足数)

第19条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席者(委任状提出者を含む。以下同じ。)がなければ開会することができない。

(総会)

第20条 総会は、正会員をもって構成し、審議決定する。

2 総会は、次の事項を審議決定する。

(1) 規約の変更

- (2) 協議会の解散
- (3) 事業実施計画及び収支予算並びにその変更
- (4) 事業報告及び収支決算
- (5) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (6) 会費の額
- (7) その他運営に関する重要事項

3 総会の議長は、会長がこれにあたる。

4 総会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数の場合は議長が決する。ただし、総会の議決について、会長が特別の利害関係を有すると認める正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 21 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（委任状提出者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び審議決定の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

(理事会)

第 22 条 理事会は、会長、副会長及び理事をもって構成し、会長が招集する。

2 理事会は、構成員の過半数の出席者をもって成立する。（委任状提出者を含む。）

3 会長が議長となり、次の事項を審議決定する。

(1) 総会に提出する議案

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他会長が必要と認めた事項

4 理事会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数の場合は議長が決する。

(理事会議事録)

第 23 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 構成員総数、出席者数及び出席者氏名（委任状提出者がある場合は、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び審議の結果

(事業推進委員会)

第 24 条 第 4 条により協議された各事業の推進のため、理事会の下に事業推進委員会を置く。

2 事業推進委員会は、会長が指名する者をもって構成する。

3 事業推進委員会には、委員長及び副委員長を置き、会長が指名する者をもって充てる。

4 事業推進委員会は、委員長が招集し、事業の企画及び実施について審議し、結果について理事会に報告する。

5 事業推進委員会には、部会を置くことができる。

6 委員長は、事業推進委員会にアドバイザーを置くことができる。

(協議結果の取扱い)

第 25 条 協議会において協議が調った事項については、協議会の会員はその協議の結果を尊重しなければならない。

(経費)

第 26 条 協議会の運営に要する経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第 27 条 協議会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日をもって終わるものとする。

(収支予算)

第 28 条 協議会の収支予算は、事務局が作成し、事業開始前に総会の議決を経なければならない。

(観光地域づくりプラットフォーム)

第 29 条 雪国観光圏の観光地域づくりプラットフォームは一般社団法人雪国観光圏とする。

(事業報告及び監査)

第 30 条 会長は、毎事業年度終了後、協議会の業務に関する事業報告書を作成し、事務局による監査を得て、その事業報告書を総会に提出しなければならない。

(規約の変更)

第 31 条 協議会が規約を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 3 分の 2 以上の多数による議決を要する。

(解散)

第 32 条 協議会は、総会で正会員総数の過半数以上の承認によって解散する。

(補則)

第 33 条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、

会長が別に定める。

附 則

1 この規約は、平成 20 年 8 月 7 日から施行する。

2 協議会の設立年度における会計年度は、第 28 条の規定に関わらず、平成 20 年 8 月 7 日から平成 21 年 3 月 31 日までとする。

附 則

この規約は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 23 年 1 月 27 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

4 その他市町村又は都道府県が必要と認める事項

・特になし